

委 託 （ 実 施 ・ 変 更 ） 設 計 書

令和 8 年 度	会計	一般会計	款	4	項	2	目	1	節	12	審査		設計	
業 務 番 号	建 委 第 23 号						実施（元）設計概要	見附市一般廃棄物処理基本計画改定業務 1.0 式						
履 行 場 所	見附市 全域													
業 務 名	見附市一般廃棄物処理基本計画改定業務 委託													
実施（元）設計額	円													
変 更 設 計 額	円						変更設計概要							
実施（元）請負額	円													
変 更 設 計 額	円													
業 務 日 数	215 日 間													

見 附 市 役 所

見附市一般廃棄物処理基本計画改定業務委託

発 注 仕 様 書

令和 8 年 7 月

見 附 市

第1章 総 則

第1節 業務の目的

見附市(以下「本市」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理基本計画を改定する。

策定にあたっては、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、本市の特性等について現状を把握し、ごみ及び生活排水の排出量の将来予測を行い、その結果をもとにして、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを本業務の目的とする。

第2節 業務委託名称

見附市一般廃棄物処理基本計画等改定業務 委託

第3節 業務委託期間

令和8年7月30日から令和9年3月1日までとする。

第4節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、本市と協議の上これを定めるものとする。

第5節 関係法令等

受託者は、本業務の実施にあたり、次に示す事項および関係する諸法令を遵守するとともに、その他関連する規格、通知、通達等に従うものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令および施行規則
2. ごみ処理基本計画策定指針
3. 生活排水処理基本計画策定指針
4. 循環型社会形成推進基本法
5. 循環型社会形成推進交付金交付要綱
6. 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
7. 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル
8. 新潟県生活環境の保全等に関する条例
9. ごみ処理施設整備の計画・設計要領
10. 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領
11. 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領
12. 当市の定める条例および規則

第6節 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

第7節 関係官公庁との協議

受託者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には誠意を持ってこれにあたるものとする。

第8節 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受託者が行うものとするが、本市が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については業務の完了時に速やかに返還しなければならない。

第9節 打合せおよび議事録

受託者は、業務着手時および履行期間中に必要に応じて協議打合せを行い、その議事録を監督員に提出して承認を受けることとする。

第10節 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、本市に照会し、本市の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

第11節 提出書類

受託者は、業務の着手および完了にあたっては、本市の契約約款に定めるものおよび次の書類を提出しなければならない。

1. 着 手 時
 - 1) 着 手 届
 - 2) 工 程 表
 - 3) 主任技術者届
2. 完 了 時
 - 1) 完 了 届
 - 2) 成果品納品書

第12節 検査および引渡し

受託者は、業務完了後速やかに完了届を提出し、本市の検査を受けなければならない。

業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書を納品し、本市の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。

第 13 節 成 果 品

- | | | |
|---------------------|---------|------|
| 1. 一般廃棄物処理基本計画 | (A 4 版) | 10 部 |
| 2. 電子データ (P D F 形式) | | 1 式 |

第2章 業務委託内容

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針及び生活排水処理基本計画策定指針」を参考のうえ、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となり、一般廃棄物の適正な処理及び処分を進めるために必要な基本的事項を定めること。

また、一般廃棄物処理の現状および将来見通し等を踏まえて処理方策について検討するとともに、本市で策定される基本構想との調和を保つように努めること。

第1節 ごみ処理基本計画

第1項 基本方針

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や処理施設の現況等を踏まえて、本市におけるごみ処理の基本方針を明らかにすること。

第2項 策定に当たって整理すべき事項

次に示すような事項について現況調査等と実施し、地域の特性等を把握すること。

1. 市町村の概況

1) 人口動態

人口動態については、過去10年間程度の推移を整理するとともに、年齢別・性別の構造を示す図(人口ピラミッド等)を示すこと。

2) 産業の動向

産業の動向については、当局の区域内の産業構造や従業者人口、事業所数、土地利用状況等について整理を行うとともに、許可業者の収集先や業種形態や多量排出事業所の状況を整理すること。

3) 市町村の総合計画等との関係

市町村等におけるごみ処理基本計画が、本市等における総合計画等と齟齬が生じることがないように、今後の本市の基本方針や廃棄物に係る基本方針等について整理すること。

2. ごみ処理の現況及び課題

ごみ処理基本計画の策定にあたっては、まず本市のごみ処理に係る実績を整理する必要がある。具体的には以下のような事項について整理すること。

1) ごみ処理フロー

直近年の実績をフローチャート等で図示し、本市のごみ処理シス

テムをわかりやすい形で整理すること。

2) ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理すること。

3) ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状(組成、ごみの発熱量を含む)、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5年間以上の実績を把握・整理すること。

4) ごみ処理の評価

3) で整理した実績をもとに、本市は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

評価に当たっては、環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準、住民等に対する公共サービスという面から見た処理システムの水準及び処理システムの費用対効果から評価を行う必要がある。

特に、循環型社会づくりという面から見た処理システムの水準に係る評価軸については、循環基本計画において社会におけるものの流れ全体を把握する物質フロー指標として3つの指標(資源生産性、循環利用率及び最終処分量)が設けられていることおよび廃棄物処理法基本方針において減量化の目標として3つの目標値(排出量、再生利用量及び最終処分量)が設けられていること、さらには地球温暖化防止のための「2050年カーボンニュートラル宣言」において、廃棄物分野に関係する施策及び対策が盛り込まれていることを考慮する必要がある。

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、又は次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

- ① 本市で設定した目標値を基準値とした比較による評価
- ② 国の目標値を基準値とした比較による評価
- ③ 全国又は都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

なお、この3つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れている点、不十分な点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有することによって、本市が自らの一般廃棄物処理システムを改善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましい。

評価した結果については、住民及び事業者に分かりやすい方法に

より公表することとし、評価結果のうち、標準的な評価項目に係る評価結果については、一般廃棄物処理システム比較分析表を作成して表示し、公表する。分析欄を記入する際には、計画期間中に実施した施策の評価を併せて行うことが望ましい。

5) 課題の抽出

実績を整理した結果をもとに、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などの項目ごとに課題を抽出する必要がある。上記の各種指標によるこれまでの実績や施策への取り組み状況、他自治体との比較などの現状整理をもとに、課題を分析し整理すること。

3. ごみ処理行政の動向

ごみ処理行政の動向としては、国や都道府県におけるごみ処理行政の動向、近隣市町村における動向等について整理する。

国や都道府県におけるごみ処理行政の動向は、市町村が今後の廃棄物処理行政の方向性を決定する上での重要な検討材料となる。具体的には廃棄物処理法基本方針や個別リサイクル法の動向、都道府県廃棄物処理計画等を参考とするほか、国の中央環境審議会や都道府県の環境審議会等における審議事項を参考とすること。

また、ごみ処理については、財政、人材面、施設の維持管理面等を考慮すれば、隣接市町村との共同計画による広域処理方法が有効な施策となる場合もあることから、本市における関係市町村の動向を可能な範囲で把握すること。

4. 計画策定の基本的考え方

1) 計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画等について整理すること。

2) 計画の位置付け

① 他の計画等との関係

関連法令や上位計画、市町村の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、本市の廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

② 計画対象区域

計画対象区域については、本市の区域内全域を対象とする必要がある。

③ 計画の範囲

計画の範囲については、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、市町村の実情に応じて多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、本市

のごみ処理施設で処理を行うし尿汚泥や産業廃棄物（いわゆる併せ産廃）等、それぞれ計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

④ 計画目標年次

計画の目標年次は原則として計画策定時より 10～15 年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。なお、中間目標年次については、ごみ処理基本計画の改定が概ね 5 年ごとであることを考慮して設定することが望ましい。また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うことが適切であると思われる。

第 3 項 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量および処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量および処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制および集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み等を勘案して、ごみの種類別に予測・検討すること。

- 1) 計画処理区域内人口
- 2) 収集ごみ排出量
- 3) 直接搬入ごみ排出量
- 4) 排出抑制および集団回収等によるごみ減量効果
- 5) ごみ減量効果を考慮したごみ処理量

2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

本市、住民および事業者において講ずべき方策について、それぞれ定めること。

1) 本市における方策

本市の区域内におけるごみの減量化・再生利用を図るため、住民、事業者、行政の役割負担を明確にしつつ、本市が推進すべき排出抑制策および減量化に関する総合的かつ計画的な施策について検討すること。

2) 住民における方策

住民は、ごみの減量その他その適正な処理に関し国および地方公共団体の施策に協力する責務を有することとされているので、住民が積極的に取り組めるような排出抑制策および減量化に関する施策について検討すること。

3) 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保に関し国および地方公共団体の施策に協力する責務を

有することとされているので、事業者が積極的に取り組めるような排出抑制策および減量化に関する施策について検討すること。

3. 分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるので、計画的な分別、再生を進めることが出来るような分別区分等を検討すること。

4. ごみの適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理の方法および当該処理の方法ごとの処理主体について定めること。

また、処理の方法は、次に示す項目について、それぞれ定めること。

1) 収集・運搬計画

収集・運搬計画の策定に当たっては、分別の区分等を勘案して、収集形態、収集回数および収集体制等について検討すること。

また、多量に排出される事業系ごみについては、運搬すべき場所、運搬方法等について基本的事項を定めること。

2) 中間処理(再生を含む)計画

中間処理計画の策定に当たっては、排出抑制および再生利用の効果、分別収集における処理対象ごみの性状、分別区分の変更等を勘案し、中間処理の対象とするごみの量および質を検討・予測するとともに、中間処理の方法、余熱等の有効利用の方法、環境保全の方針等について検討すること。

3) 最終処分計画

最終処分計画の策定に当たっては、ごみの排出抑制、資源化・再生利用、焼却等の中間処理等によるごみ減量化等を勘案し、最終処分の対象とするごみの量および質を検討・予測すること。

また、最終処分の方法としては、埋立処分が基本となることから、埋立対象ごみの種類、形状・組成、埋立処分すべき量、既存施設の残余容量、将来の最終処分場整備の基本方針等について検討すること。

5. ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみの処理施設については、「4. ごみの適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項」で検討した結果に基づいて、施設の種類ごとに施設能力、処理及び処分方法や整備方針等について検討を行うものとする。なお、詳細については本市と協議して決定するものとする。

第2節 生活排水処理基本計画

第1項 基本方針

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画等を踏まえて、本市における生活排水処理の基本方針を明らかにし、次の項目について記述すること。

1. 生活排水処理に係る理念、目標
2. 生活排水処理施設整備の基本方針

第2項 計画目標年次

本計画の目標年次は、原則として計画策定時より 10～15 年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

第3項 生活排水の排出の状況

計画目標年次における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する区域(以下「計画処理区域」という。)での生活排水の排出量および質をその種類別にまとめ、次の項目について記述すること。

1. 生活排水処理の状況
2. し尿・汚泥の排出状況
3. し尿処理施設の状況
4. 公共下水道の状況
5. 農業集落排水施設の状況
6. 生活排水処理の課題

第4項 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。

第5項 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画においては、基本方針に沿って計画目標年次(中間目標年次を設けた場合はこれを含む。)における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り、内容を定めること。特に下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況等に十分留意し、推計すること。また、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水の種類別に明らかにし、次の項目について記述すること。

1. 生活排水の処理計画
 - 1) 処理の目標
 - 2) 生活排水を処理する区域および人口等
 - 3) 施設およびその整備計画の概要
2. し尿・汚泥の処理計画
 - 1) 収集・運搬計画
 - 2) 中間処理計画
 - 3) 最終処分計画
3. その他
 - 1) 住民に対する広報・啓発活動
 - 2) 地域に関する諸計画との関係

なお、計画を策定するにあたっては、次に示す各種の要因等を検討した結果を考慮すること。

- 1) 既存施設および既存計画との整合性の検討
- 2) 経済的要因の検討
- 3) 社会的要因の検討
- 4) 投資効果発現の迅速性の検討
- 5) 地球環境保全効果の検討

